

始



ゴルフのエチケット

- 一、競技者が打撃を爲さむとする際其の人の近くに立ち、又は其の球の直後に立ち、或は動き或は談話等を爲すべからず。
- 二、パツチング グリーンの上に於いては競技者が爲さむとする打撃の方向のホールの向側に立つべからず。
- 三、前方の組が第二回の打撃を爲し且球の到達距離外に出づるまでは打ち出しよりプレーすべからず。
- 四、又パツチング グリーンへは前方の組がホールアウトして其處を立去るまではプレーすべからず。
- 五、後方より他の組の来るときは、パツチング グリーンに於いてホー

一、ホールアウトしたる後再びパッティングを試むることを許さず。

五、紛失せる球を搜索する間は、後方より来る他の組を通過せしむべし、而して通過の信號を與へたるときは其の組が通過し其のホールをホールアウトし終るまでプレーを爲すべからず。

六、芝を切り取り又は飛ばしたる際は直に元の處に置き足にて壓下し置くべし。

七、バンカー中にて自ら造れるすべての穴は注意して埋め置くべし。

八、地面の柔き時キャディーがホールの近くに立つことに依りてホールを傷くることなきやに注意すべし。

九、罰點を科せらるべきプレーを爲したるときは成るべく早く其の事實を相手方に申出づべし。

ゴルフ規則解説

特277

21

ゴルフ規則解説 図次

ゴルフのエチケット

第一 打ち出し

一、出發の順序	一
二、準備的練習	一
三、プレーの順序	二
四、球を台の上に載せる	三
五、ドライブすべき時	四
六、アドレツス	五
七、打ち出しの限界外から打ち出したとき	六

八、アウトオブバウンズに打つたとき

第二 芝(フェニーヤグリーン)の上

一、球の打方	一
二、プレーの順番	九
三、ドロップの方法	一〇
四、球の置き換へ	一一
五、他人の球を打つたとき	三
六、相手方の球が邪魔になると	一

- 七、固著せざる障害物の除去 四
 八、助言を求むること 七
 九、球が動いたとき 六
 十、球の座をよくすること 六
 十一、切つた芝は元へかへし置くこと 三
 十二、球を二度打つこと 三
 第三 芝（フェーヤグリシ）以外の場所

- 一、球の搜索 三
 二、ロストボール 三

- 三、水中の球 二
 四、アウト、オブ、バウンズ（墜界外） 云
 五、深い草の中 云
 六、球が打てないとき 六
 七、ハザード 元
 八、ハザードに於けるプレー 三
 九、ハザード内の一時的水溜り 三
 十、ハザード内にて他人の球を打つたとき 三
 十一、障害物及修繕中の土地に球が乗つたとき 三

第四 コースの上（スル）

一ゼグリーン

- 一、動ける球が競技者キヤデー等に當つたとき 云
 二、打撃數に關する告知 元
 三、停止中の球が動いたとき 元
 四、球が遊動物に乗りたるとき 四
 五、球が他の球に當つたとき 四
 六、球が競技に適せざる状態となり又は球が泥に蔽はれたとき 四
 七、前方に競技者の在るとき 四

第五 パッティング グリーン

一

- 一、競技の順序 四三
 二、障害物の除去 四三
 三、バットの線に觸るべからず 四四
 四、旗竿を取除くこと 四六
 五、ホールの目標をつくること 四七
 六、スタイル 四八
 七、前方の球がバットの邪魔になるとき 四九
 八、バットの球が他の球に當りたるとき 五〇

九、グリーンの一時的水溜まり

五一

十、球を必ずホールに入れる

五二

こと

五三

十一、ホールの縁に在る球

五四

十二、グリーン上の作法

五四

十三、グリーンを速に立去るべ

五四

きこと

五四

第六 コースの一一周

一、次の打ち出しにて先に打つ

五四

者

五四

二、全コースの一一周

五四

三、ローカルルール

五四

三、球を隨意に取り上げ得ること

と

五四

四、球が他の球に當りたるとき

五四

五、プレー順序

五四

六、球が相手方に當りたるとき

五四

七、同じ組の他の競技者の球を

打ちたるとき

五四

八、罰則の一般規定

五四

キヤディの心得

五四

附 錄

第七 點數の記録

一、マツチプレー及メタルプレーの記録

五九

二、疑ある點は競技委員に申し出ること

六〇

三、マツチプレーを記録するに就いての用語

六一

四、打撃數を読み上ぐること

六二

五、同點の場合の決定方法

六三

一、三人以上の競技

六四

二、優先權の順序

六五

ゴルフ規則解説

第一 打ち出し

一、出發の順序

競技者の出發の順序はクラブの規則に依つて定める。或は競技委員が適當に定める。

二、準備的練習

出發の順番を待つ間に、クラブを振つて見ることがあるが、それは必ず打ち出しから遠く離れた場所でやり、打ち出しの上の競技者を騒がしてはならぬ。他の競技者のストロークの間に動いたり話したりすることはゴルフ作法の厳しく禁ずることころだ、（エチケット第一項）ス 1

トローグコムペチションの場合にはパッティングやアプローチの練習をしてはならない。之に違反するご競技に出場する資格を失ふ。（ストローグコムペチションの特別規則第四條第二項）これはストローグコムペチションの前に新しいホールをつくるから（同條第一項）すべての競技者が全く新しい状態の下に競技しなければならぬといふところから來た規則だ。之に反してホールマッチの場合にはアプローチやパッティングの練習をしても差支ない。

三、ブレーの順序

最初の打ち出しへはどちらが先にブレーすべきかは競技者間できめる。先にブレーすることをオナーを得る云ふ。（定義第十五項及エチケット第二項）籠てきめてもよろしい。（一般規則第二條第二項）ス

トローグコムペチションの場合には、クラブ規則に依つて定められた出發順序に記載した名前の順に、ブレーすべきものである。（ストローグの特別規則第七條）

四、球を臺の上に載せる

打ち出しの上にはホールに向つてブレーすべき線に直角を爲すべき線を示す二箇の標識がある。（定義第四項）此の二箇の標識の示す線から内へクラブ二本の長さまでの間に於いて、競技者の好きな場所に、打つべき球を置くのである。此場合砂其の他の臺の上に球を置くことが出来る。（定義第十六項）これは出發點では出来るだけ競技者に都合のい、よう、させようとするのである。他の競技者がオナー（名譽）を有する場合には、その打ち丁るまでいくら打ち出しが廣くとも、球の

臺をこしらへたり、球をその上に載せたりしてはならぬ。

五、ドライブすべき時

前の競技者のすべての者が、球の到達距離外に出るまでは、彼等が幾何のストロークを爲すこも、ドライブしてはならない（エチケット第三項）又前の競技者が球の到達距離外に在つても、彼等の第二の打撃が了るまではドライブしてはならぬここに慣習上なつてゐる。

然しながら前の競技者が球を見失つたときは、次の競技者が之に先つて行くことが出来る。前の競技者が規則を知つてゐるならば次の競技者に先に行くように合圖するであらうから、その合圖の後に次の競技者は球を打つ権利を得て、その人々が球の到達距離外に出るまで前の競技者は球を打つここが出来ぬことになる。（エチケット第五項）若

し前の競技者が次の競技者に通過の合圖をしないならば、次の競技者はフォア（Fore）と呼んで彼等に次の競技者が先に行きたい意思あることを知らしめてもよろしい。

六、アドレス

競技者が打ち出しに立つたとき、前の競技者が球の到達距離外に在る場合には、球を打つべき位置を定めクラブの頭を軽く球の背後に沿ふて軽く地上に接する。これをアドレスと言ふ（定義第十七項）。アドレスの時に球を動かしたり、其の臺の上から落さしたりしても罰點なしに再び臺に載せることが出来る（一般規則第二條第一項）。然しながら、一旦ストロークをした後は誤つて空振りしても、既に競技は始つたのであるから、アドレスの場合にも最早球を動かすことには出來

ない。(定義第十八項)競技中にある球は其のホールを終るまで之に触るるこゝが出来ない。之に違反せば其の球の動きたるこ否こに拘らず罰點一點を科する。(一般規則第九條第一項)但しアドレツスのこき其の球を動かさる程度にクラフて球に觸れても罰點は無い。

6

七、打ち出しの限界外から打ち出したこき

打ち出しの標識線以外又はそれから内へクラブ二本の長さよりも遠いこゝろで、球を打つた場合には相手方は正當なる限界内の場所で打ち直さしめるこゝが出来る。(一般規則第二條第一項)此の場合は何等罰點はない。けれどもストロークコロペチションの場合には若しも正當な打ち出し以外の場所に於いて、球をドライブするこきは必ず再び正當なる制限内の場所に於いてドライブすることを要し、そのストロ

ークを第二のストロークとして計算される。此の規則に違反するこきは競技に出場する資格を失ふ。(ストロークコムペチションの特別規則第七條第二項)

八、アウトオブバウンズに打つたこき

打ち出しからアウトオブバウンズにドライブしたこきは直に他の球をドライブしなければならぬ。(一般規則第二十二條第一項)ローカル規則で除外されざる限り罰點一を加へる。則ち距離及ストロークを罰として損するのである。若し球が果してアウトオブバウンズに行きたるや否や確ならざるこきは、時間の徒消を避ける爲に直に次の球をドライブしてもよろしい。若し最初の球がアウトオブバウンズでなかつたならば、罰點なしに競技を續けて行つてよろしいが然し五分間の搜

7

案を爲し了るまでは、最初の球をアウトオブバウンズとして推定するここを許されない。相手方は五分間境界内を搜索してもよろしい。そして若し五分間に球が發見されざるときは、球はアウトオブバウンズとして、前の球を打つたところに出来るだけ近いところから、次のストロークをしなければならない。（一般規則第二十三條）

アウトオブバウンズとはプレーを禁ぜられたるすべての場所を意味し、その場所はスコアカードに記載し又はコースに標示して置くのが例である。（定義第八項）

第二 芝（フェーヤグリーン）の上

打ち出しから打つた球は芝のあるところ（ラッフにあらざるコース）に落ちるか、又はコース附近の難儀なところに落ちる。今は球が芝の

あるところに落ちたものとして話を進めてゆかう。フェーヤグリーンに在る球は前の競技者が既に球の到達距離外に去つたことを確めた後第二の打撃を與へられねばならぬ。

一、球の打ち方

球はクラブの頭を以て適確に打たれなければならぬ。クラブで押したり、搔いたり又は掬つたりしてはならぬ（規則第五條）之に違反すればホールマッチの時は其のホールを失權しストロークコムペチションの時は罰點二を科せられる。

二、プレーの順番

プレーする前に、相手の球が何處に在るかを確める必要がある。ホールより餘計に遠い方の球からプレーするのが順序である。若しホー

ルに近い方の球が先に打たれたときは、相手方は之を取消して、打ち直さしめることが出来る。(規則第七條)その要求のあつたときは球の在つところに最も近い場所にドロップして打ち直すべきである。但しこれには罰點なし。

三、ドロップの方法

球をドロップしなければならない時には、ホールに向つて直立し、肩越しに背後に球を落さすのである。頭の後から落さすのではない。又ドロップするのであつて肩越しに投げてはならぬ。ドロップは簡単なやうだか規定に反したドロップは、ホールマッチの時には其のホールを失權し、ストロークコムペチションの時には二點のストロークを加算される。(規則第八條)

ドロップの時に球が身體に當つても罰點はない又球がバンカー、池水溜、溝、草叢、砂地、小徑等のハザードに落ちたならば、更にドロップをやり直しても差支ない。(規則第八條)

如何なる場合にドロップすべきか。罰點なしにドロップ出来る場合は第九條第二項、第十一條、第十七條第二項、同三項、第二十條第一項、第二十四條、第二十七條第二項、同第五項等に規定してある、又罰點一にてドロップすべき場合は第二十二條、第二十三條第一項及第二十七條第一項に規定してある。就いて見るべし。

四、球の置き換へ

規則が球の置き換へを規定してある場合には球を取上げ動かされたる原位置に正確に置かねばならない。規則で置くことを要すと規定し

てあるときはドロップしてはならぬし、又反対にドロップすべし。ごあるのに置いてはならない。（第八條及第十六條参照）

如何なる場合に置き換ふることを得るか。規則第九條第一項、第十一條、第十六條、第十七條第二項、第二十條第一項、第二十七條第三項、同第五項、第三十一條第一項、同第二項、第三十二條等に規定してある。

五、他人の球を打つたとき

球を打たんとするときには先づ其の球が自己のものなるや否やを確める必要あり。若し球を取り上げて見なければ自己のものだか否か分らないときは、取上ぐる前に、相手方の同意を求め、検査の上は正確に原位置に戻さなければならない。（規則第九條ストローカムベチ

ションに關する。規則第十二條）

誤つて相手方の球を打つたときは、相手方も亦他の競技者の球を打つ場合は別として、その他の場合にはそのホールを失權する。（規則第二十條第一項）然しながら、相手方又はそのキヤティーが誤り示したるが爲相手方の球を打つたのであるならば罰點はない。競技者はも一度眞の自己の球を打つべく相手方は原位置に他の球をドロップして打つべきである。

若し相手方以外の他人の球（其の競技に屬せざる球）を誤つて打つても相手方が次の打撃を爲す前にその誤を發見すれば罰點はない。然しが相手方が次の打撃を爲した後にその誤が發見されるご罰點ごとしてそのホールを失權する。（規則第二十條第二項）此の規則は他人の球（相手

方なるご他の者なるごを問はず)を打つた場合にストロークコムペチションにも適用される。但し打撃一回だけならば罰點はないが二回連續して他人の球を打つと失格する(ストロークコムペチションの特則第八條第二項)ハザードに於ける球には別の規定がある。(同第三項)

14

六、相手方の球が邪魔になるとき

球が自己のものであることを確認したならば、プレーを進めて行くのだが、若し練習に一度クラブを振つて見たいと思ふならば、球からクラブ一本の長さ位離れてやらねばならぬ。若し相手方の球が自分の球からクラブ一本の長さ以内にあるときは相手方の球を自分が打撃する間だけ取上げて貰ふことを相手方に請求してもよろしい。此の場合には、相手方は球を原位置に戻して打たねばならぬ。相手方が球を置か

うとしたところ他の球の打撃のために芝が切られ、又は球の座が変化したと云ふやうな場合には、相手方は原位置に出来るだけ近く、最初に同様の座の上に球を置いても差支ない。相手方が其の球を拾ひ上げるとき他の球を動かしても罰點はない。其の動いた球を原位置に戻せばよい。(規則第十六條)

ストロークコムペチションの場合には、相手方の球が自己のプレーを妨ぐるならば、距離の如何に拘はらず相手方に對してその球を取り上げるか又は先にプレーするようく請求することが出来る。(ストロークコムペチションの特則第十條第二項)ホールマッチの場合には之に反して前述の通り相手方の球がクラブ一本の長さ以内に在るときに限り要求あれば、相手方は球を取上げねばならぬ。先にプレーすること

15

は出來ない。

七、固著せざる障害物の除去

球からクラブ一本の長さ以内に、地に固著せざる物體、例へば小枝石、落葉其他土地に固著し又は土地に生えたるものに非ざる物體が在るならばそれを取り除けてもよろしい。（ハザード内に在る場合を除く）けれどもそれは球を動かさないことが絶対に必要である。若し之が爲球を動かしたならば罰點一を科せられる。ハザードの近くで、動かさうとする物體の一部分がハザード内に在るか又はハザードに接してゐる場合には、物體はハザード内に在るものとして、之を動かすことは出來ない。（規則第十二條第一項）

球からクラブ一本の長さ以上の距離に在る物體を動かしてはならないに違反すればホールマッチの場合には其のホールを失權しストロークコムペチションの場合には罰點二を科せらる（規則第十二條第二項、ストロークコムペチションの特則第十四條）

八、助言を求むること

ホールの方向が不明のときは之を尋ねてもよろしいが如何なるクラブを用ゐたらいゝか、どんな風に打つたらいゝかと云ふ質問は自己のキヤデー（例へば四球マッチのやうにパートナーのある競技をやつてゐる場合は、其のパートナー若しくはそのキヤデーを含む）以外の者に爲すことは出來ない。之に違反すればホールマッチのときは其のホールを失權し、ストロークコムペチションのときは失格する。（定義第二項、規則第四條第一項、ストロークコムペチションの特則第六條）フ 17

オーアキヤデーから助言を受くることを得ないことも亦同じである。

その罰點も同様である。（規則第四條第三項）

ホールの方向を指示せしむることは差支ないが、其處に人を立たせ或は物を以て目標をつくりて打つことは出来ない。之に違反すればホールマッチならば其のホールを失權しストロークコムペチションならば罰點二を科せられる。（規則第四條第四項、ストロークコムペチションの特別第十四條）

九、球が動いたとき

競技中は細心なる注意を以て偶然に球を動かしたり又は何物にか觸れその爲に球が動いたりせぬようにすることが必要である。又キヤデーをして斯かることをせしめぬように注意が肝心である。球が動けば

罰點一を科せられる。（規則第十二條第三項）勿論規則で取り上げたり動かしたりすることを認めてゐる場合は別である。

球が最小限度でも原位置から離れたら、動いたと稱するのである。然しながら單に動搖したるのみで、原位置に復したもののは動いたとは言はない。（定義第十九項）

アドレツスの爲軽くクラブを地につけるとき球に觸れても之を動かさざる限り罰點はない。（規則第九條）

アドレツスをして居るとき屢々自然に球が動くことがある。アドレツスの爲クラブを地につけた後球が動くならば、それはアドレツスが原因だ云ふことを推定され罰點一を科せらる。（規則第十二條第四項）若し球が動いたなら、球が全く休止するまでクラブを以て之に觸

れてはならぬ。例へば坂に球を上げるときに、球が再び轉がり落つる

ときはその止まるところを待たずしてプレーするが如きである。動い居

る球を打つことはホールマッチならば、そのホールを失權し、ストロ
ークコムペションならば罰點二を科せられる。けれどもスウキング
を始めた後球が動き出したのであるならば、其の動いてゐる球を打つ
ても罰點はない。然しどうかの爲の動作が原因となつたときは罰
點がある（規則第十三條、第十二條第一項、第三項及第四項、第二十
八條第一項）

十、球の座をよくすること

クラブ、足又は手等を以て球の背後の地や草を壓し付けたり何かし
て球の座をよくしてはならぬ。キャデーをして之を爲さしめてもなら

ない。之に違反すればホールマッチならばそのホールを失權し、スト
ローグマッチならば罰點二を科せらる。（規則第十條）

十一、切つた芝は元へかへし置くこと

球を打つときは、なるべく芝を切り飛ばさぬように氣を付けるがい。
若し芝を切り飛ばしたならば、その芝を元のところへ置き、足でよく
壓し固め、かへすべき芝がなかつたならば、切りこつた場所の端を足
でよく壓し付けて、コースが滑らかになるように氣を付けねばならな
い。（エチケット第六項）

十二、球を二度打つこと

球を二度打つことはあまり無いことが時として打撃の後フォロー
スルーで再びその球を打つことがある。此の場合には罰點一を科せら
21

る。（規則第十四條）

第三 芝（フェニックス）以外の場所

一、球の搜索

飛んで行つた球の位置が一見不明瞭であるならば、心當りの場所を捜して見るのは勿論だが、藪の中に入つたり、長い草の中に隠れたりして、球が見つからないことがある。球の搜索は五分間だけ許される五分間以内に發見出来ねば、ロストボールとなる。（定義第二十項）

球の搜索中は次に来る競技者に先に行くように合図をすることを忘れてはならない。而して一旦此の合図をした以上は、合図の後直に球が見つかつても、次の競技者が通過し終るまでは、待たねばならない。（エチケット第五項）

二、ロストボール

ロストボールの場合には、その球を打つた原位置に出来るだけ近い地點に歸り、他の球をドロップして再び打つのである。此の場合罰點一を科せられる。此の罰點は、ローカルルールで特別のハザード等に於いて免除することに定められることがある。ロストボールが打ち出しから、打たれたものなるときは、球を臺の上に載せて打つてもよろしい。又遅滞を防ぐために、假りの球（ロストボールと思はれる球が發見されたときは取消すもの）を打つてもよろしい。（規則第二十一條）ロストボール打ち直しの爲引き返へして行くご、次にやつて來る競技者と一緒になるこことがある。此の場合次から來た連中が先にやるべきか、ロストボール打ち直しの人が先に打つべきかに就いてはエチケット

トも一定して居らぬやうだ。慎み深い人ならば、ロストボールの人に同情して譲つて呉れるであらうし、氣短の人ならば、むしろ次の競技者に先にやつてもらう方がよからうご思ふ。

三、水中の球

球が小川又は池の如き水中（一時的の水溜りを除く）に入つたときはホールご水中に球の入つた地點ごを結ぶ一直線上にて小川又は池等のうしろに球をドロップすることが出来る。但し罰點一を科せられる。則ちドライバーで、水中に入れた場合には、ドロップで打直して、結果三點となるのである。（規則第二十七條第一項）

水中に在る球は動きつゝある間に打つてもよろしい。然し風又は水流に依つて其の浮いてゐる球が打ちよき位置に來るまで、待つてゐる

ここは出來ぬ。之に違反すれば、マッチプレーのごときは、其のホールを失權し、メダルプレーのごときは、罰點二を料せられる。（規則第二十六條）

球の入つたのが、ハザート及パッティンググリーン以外のコース中にある一時的の水溜りに過ぎなかつた場合には、競技者は罰點なしで球のある處に出来るだけ近く且水邊よりクラブ二本の長さ以内でホールにより近からざるごころに、球をドロップすることが出来る。ドロップした球が又水中にころげ込んだときは、ドロップをやり直してもよろしい。球が一時的の水溜まりの近くに在て、球を打つべき姿勢をすることが出来ないときは矢張り罰點なしでドロップすることが出来る（定義第七項、規則第二十七條第二項、第四項）

此等の規則は、水中の球が見つからないごときでも尙適用される。則

ち前掲數條の規則の適用の場合は見つかぬ球でもロストボールとならないのである。

四、アウト オブ バウンズ(疆界外)

球がアウト オブ バウンズ(疆界外)に出たときは打ち出しから打った球が疆界外に出た時と同じくその球を打つた原位置で他の球を打つのである。而して打ち出してないならば、二度目に打つべき球はドロップしなければならない。その上に罰點一を科せられる。尤も其の罰點はローカル、ルールで免除することを規定してもよいのだ。(規則

第二十三條第一項)

疆界外に出たことは明であつても發見されないときは五分間だけ搜索してもよろしい。五分間の搜索で發見されないときは、アウト オ

ブ バウンズと推定する。然しながら疆界外に出たことが明瞭なる場合には、球を見付けなくともよろしい。(規則第二十三條第二項)若し球の位置が非常に疆界線に近く、果して疆界外に出たのか否か疑問の場合には、球の大部分が疆界外に出たるや否やに依つて之を決する。(定義第九項)

コースの上に在る球を打つ爲に疆界外に立つても差支ない。(規則

第二十三條第四項)

競技の相手方の球が疆界外に出たと思はる、ときは、相手方から次のプレーを促さる、も、相手方の球が果して疆界外なりや否やを確めるまで、其のプレーを待つ権利がある。(規則第二十三條第三項)

五、深い草の中

球が深い草の中に入つて見えないごきがある。此の場合には、球の見つかるまで深い草を推し分けてもよろしいが、それは唯球を發見する爲にのみ許される。(規則第二十一條第一項) 球に觸れないよう注意を要する。けれども相手方の球を搜す爲に偶然競技者又は其のキャディーが相手方の球に觸れ又は之を動かしても罰點はない。そして競技者の爲に其の相手方の球が動かされたるごきは、相手方は之を原位に戻すべきである。(規則第二十一條第三項)

六、球が打てないごき

球が全くプレーするここの出來ないよな場所に落ちるごきがある。此の場合には、ロストボールの場合と同じく、其の球を打つた原位置に出来るだけ近き地點に球をドロップして、次のプレーを爲すべきで

ある。打ち出しから打つた場合には臺の上に載せて打つてよろしいことは勿論である。此の規則に依つて打ち直した場合には罰點一を科せられる。(規則第二十一條第一項) ストロークコムペチションの場合は一般規則に従つてもよろしいが尙其の外に罰點二を出して、其の打てない球のうしろで、球を臺の上に載せて打つことが出来る。若しそれも不可能なる場合には打てない球の位置に出来るだけ近く且ホールにより近からざる地點にて臺の上にのせてうつることが出来る。罰點は矢張り二點である。(ストロークコムペチションの特則第十一條)

七、ハザード

球がバンカー水(一時的の水溜まりを除く)溝、叢林、砂地、小徑、道路等の所謂ハザードに落ちることがある。ハザードに於けるプレー

に就いては特別の規定があるから、ハザードとは何ぞやを十分によく承知して置く必要がある。（定義第六項参照）屢々バンカー、小徑、道路等の限界が明瞭ならざることはある。此の限界を明瞭ならしむるこことは、グリーン委員の義務であるが實際には勵行されてゐないここが多いから競技者自身に於いて、之等ハザードの限界を判定しなければならぬことがある。そんな場合には努めて安全をとるやうにするがいい。殊にメダルプレーに於いて然りである。

定義に依れば草の上に吹き上げられた砂、或はコースの保護の爲に撒かれたる砂はハザードにあらずとされてゐる。又常時存する水ご一時的の水溜まりとの區別も明瞭ならしむる必要がある。又コース中のはげ地もハザードにならぬ。砂つぼいコースでは屢々はげ地と砂地

この區別が困難であるから競技者自身の判断を要するのである。

八、ハザードに於けるプレー

ハザードに於ける球をプレーする場合には、姿勢をとる爲に必要な以外は、何物をも動かし又は何物にも觸れることは出來ない。（規則第二十五條第一項）又ストロークの邪魔になるものを取り除けたりアドレッスのときクラブを地に接觸したりしてはならぬ。然しながらアドレッスの際又はクラブを前後に振る際に草叢其他の生育物、若くはバンカーの側面、壁、棚等の固著物に觸れても罰點は無い。其の場合にプレーの具合をよくするが如き行爲を爲すべからざるは勿論である。（規則第十五條及第二十五條第二項）ハザードに出入する爲グリトン委員の設けたる階段若くは踏板又は旗竿・手押車・工具等規則

第十一條に列記せる物の下又はその近くに球が落ちた場合には此等のものを取り除けてプレーしても罰點は無い。若しそれが爲に球が動いたならば罰點なしに原位置に戻すこゝが出来る。（規則第二十五條第三項）ハザード内に於ては何物にも絶対に觸れてはならぬと云ふ原則に例外がある。球が全く砂中に埋もれたときは、球の頭を認め得る程度に砂を取り除くことが出来る。勿論球に觸れても差支なし。（規則第二十一條第二項）若しそれ以上に球を掘り出しても再び砂をかけるには及ばない。又そんなことをする権利もない。斯かる場所から球を打ち、その爲砂に穴を掘つたやうな場合には、その穴を埋め、足跡を滑にして置くのが作法だ。（エチケット第七項）

九、ハザード内の一時的水溜り

ハザード内の一時的の水溜まりの中に球が落ちたときは、罰點一にてハザードの後方の球が水中に入りたる地點とホールとを結ぶ一直線上にドロップすることが出来る。若し欲するならば、同様な方法でハザード内の水溜りの後方にドロップしてもよろしい。（規則第二十七條第一項）斯かる條件でドロップしても場所が狭くてプレーできぬと云ふときは此の規定の場所に、出来るだけ近く且ホールにより近からざるこころにドロップしてよろしい。（規則第二十七條第五項）

十、ハザード内にて他人の球を打つたとき

メダルプレーの規則中にはハザード内にて他人の球を打つた場合の規定が寛大だ。則ちハザード内にて自己以外の球を一回以上プレーしても、その誤れるこゝをフェーアグリーンに出して打つ前に發見する

ならば罰點はない。換言すればハザードからフェアグリーンに出したこきよく自己のものなりや否やを注意すればよいのである。（ストロークコムベナションの特則第八條第三項）

十一、障害物及修繕中の土地に球が乗つたこき

球がコースに關係ある色々の障害物、例へば旗竿、標旗、可動標柱手押車、工具、ローラー、草刈機、箱、運搬車等の下に落ちるこしがある、此の場合此等の障害物は動かしてもよく、又之を動かした爲に球が動いたら罰點なしで原位置に戻すこしが出来る。

球が此等の障害物又は衣類若くは網に乗り又は接してゐる場合には罰點なしで球をこりあげて、出来るだけ原位置に近く且ホールにより近からざる場所にドロツブする、コースを保存する爲に修繕中若くは

開墾中の土地に乗り又は接觸してゐるこき乃至他のホール標旗の穴、グリーン維持の爲の穴に入つたこきも亦同様の規定に従ふ。

此の規定の精神は要するにコースの築設及維持に原因する一時的の障害を以てプレーを妨ぐることなしこ云ふに在る、下水溝の蓋、水道消火栓、それから薊草の積んだもの等は此の規定に該當するものと解する、落葉その他を運搬の爲一時積んであるのも亦之に準ずるものご思ふ。（規則第十一條）

第四 コースの上（スルーゼグリーン）

これまで述べたこころは、打ち出しから打つた球が何處に落ちたかに依つて、それ／＼適用せらるべき規則の異なるこころあることに就いて、ある。ところが、芝のト又はハザードに於けるプレー、或は彌界

外に落ちた球若しくは見失つた球などに就いて上述したところは、全く同様に、打ち出しからパッティンググリーンに至るまでのプレーのすべてに就いて適用があるのである。以上の外尙スルーゼグリーン（ハザード及競技中の當該ホールのパッティンググリーンを除きてプレーを許されたる全地域を云ふ定義第五項）に於けるプレーに關しては以下述ぶるところの規則の適用がある。

一、動ける球が競技者キヤデー等に當つたとき

動きつゝある球が往々にして競技者又は其のクラブ若しくはキヤデーに當ることがある。マツチブレーの場合に、若し相手方、其のクラブ又はそのキヤデーに球が當れば相手方の側は其のホールを失權する（規則第十八條第一項）。若し競技者の球が、自身又はパートナー或は

そのキヤデー若しくはクラブに當り其爲に球が進行を止められたならば、此の競技者の側は、其のホールを失權する。（規則第十九條）此等の規則の精神は明に、球の進行中は其の進行を止め又は之を妨ぐることを得ず云ふのに存する。

メダルブレーの場合に、競技者の球が自身又は其のクラブ又はキヤーデに當り或は此等の爲に球の進行を止められたならば罰點一を科す（ストローケコムペチションの特則第九條）之に反して競技者の球が相手方或は其のクラブ、又は其のキヤデーに當り又は此等の爲に球の進行を止められたとしても、罰點なくラブオブグリーンとして球のあるところから其の儘次のプレーを爲すべきである。（ストローケコムペチションの特則第十條第一項）

動きつゝある球が競技に關係なき外部の者又はフォーアキヤデーに當りその爲に止められた場合にも、ラブオブグリーンとして其の球のところからプレーすべきである。（規則第十七條第一項）ラブオブグリーンとは定義すれば、競技者の統制し能はざる出來事で然も、其の結果を競技者に於いて甘受せねばならぬものと言つてよからう。

二、打撃數に關する告知

競技者は競技中何時にも相手方の打撃數を確むる権利あり。若し之に對して相手方が誤りたる報告を爲したるときは、競技者が次の打撃を爲す前に其の誤を訂正せざる限り、相手方はそのホールを失權する。（規則第四條第二項）メダルプレーの場合には罰點一を科す。（ストロークコムペチションの特則第十四條）

三、停止中の球が動いたとき

停止中の相手方の球を競技者、其のクラブ又は其のキャディーが動したるときは、ホールマッチの場合には其のホールを失權する。（規則第十八條）ストロークコムペチションの場合には罰點なく、相手方はその動かされたる球を原位置に置き換ふべきである。（ストロークコムペチションの特則第十條第一項）

若し競技に關係なきもの（風の爲に動きたる場合を除く）の爲に停止中の球が隅然に動かされたるならば罰點なしにて、原位置に出來るだけ近くホールマッチに於いては之をドロップし、ストロークコムペチションに於いては之を置き換ふべし（一般規則第十七條第三項、ストロークコムペチションの特則第十條第一項）

四、球が遊動物に乗りたるこき

例へばコースを通過する箱車の如き、遊動する物の上に球が乗りたるこきは、球が之に乗りたる當時の遊動物の位置に出来るだけ近くドロップすべし。グリーンの上にては之を置くべし。いづれの場合に於いても罰點なし。（規則第十七條第二項）

五、球が他の球に當つたこき

スルーゼグリーン及びハザードに於いて、相手方の球が競技者の球に當つたこきは、競技者若し欲するならば、罰點なしにて、球の原位置に出来るだけ近きところにドロップしてもよろしい。但し相手方及び競技者の雙方が次の打撃を爲す前でなければならぬ。（規則第九條第二項）

六、球が競技に適せざる状態となり又は球が

泥に蔽はれたこき

競技中に球が龜裂し競技に適せざるに到つた場合には相手方に之を告げて他の球を以て之に代ふることが出来る。若し球が數片に分裂せば其の破片のいづれかの在る位置に他の球をドロップすることが出来る。單に泥の附着した球は競技に不適當のものと認められない。（規則第二十四條）

米國の規則では球に附着した泥を拭へばマッチプレーの場合には、其のホールを失權し、メダルプレーの場合には競技に入場する資格を失ふ。但しローカルルールで許された場合を除く。

七、前方に競技者の在るこき

前方に競技者の組が在るときは、その人々が球の到達距離外に立去るまで、球を打つを控へねばならない。又パッティンググリーンは前方の組がホールアウトして其處を立去るまでは、球を送つてはならない（エチケット第三項）然しながら前方の組がフェアアグリーン上に長く停滯し居り且其の前方の組との間に完全に一ホールの間隔を生じたるときは、後方の競技者はその停滯組に對して自分を通過せしむるやう請求する権利がある。若し前方の組が後方の競技者を通過せしむる合圖を爲さるときはフォーアミ叫び後方の競技者は通過して先に行きたい意思のあることを知らしむべきである。（規則第一條第二項末段）

第五 パッティング グリーン

パッティング グリーンとはホールより二十ヤード以内の地域を云ふ

但し此の距離以内にてもハザードは之を除くのである。（定義第十項）パッティング グリーンに於ける競技に關してのみ適用せらるべき特別の規則があるから、次に之を述べよう。

一、競技の順序

各競技者の球がパッティング グリーンの上に在るときはホールより遠い方の球から打つべきことは他の場合と同じである。相手方の球がホールに近いのに拘はらず先に打つたときは、競技者は此のストローラーを取消し相手方をして其の球を原位置に戻さしめ遠い方の球が打つまで待たしむる権利がある。（規則第三十一條第二項及マッチプレーの特別第一條）

二、障害物の除去

パツチングの前に固著せざる障害物はパツチング グリーンの如何なる場所からでも取上げることが出来る（規則第二十八條第一項）而して之は競技者の球がグリーンの上に在るこ否に關せず又競技者の球がグリーンに近きハザードの中に在つても差支ない。（規則第二十五條第四項）

此等の障害物は手にて拾ひ上ぐるこが必要である然しながら、糞蟲の抜け殻、雪及び氷はクラブにて搔き除くることを得。但し此の場合クラブの重さ以上の力を加へてはならず又クラブ其の他の方法にて何物をも壓し付けてはならないのである。（規則第二十八條第二項）

障害物の除去に際しては球に觸れないよう注意することが肝要である。若し球から六吋以内にある障害物を除く爲に其の球が動いた場合

合には、競技者が之を動したるものとして、マツチブレーに於いてもメダルブレーに於ても罰點一を科す。（規則第二十八條第一項）

三、パットの線に觸るべからず

前述の如く障害物を除く爲にする外、パットの線に触ることを許さず。パツチングの方向を指示することは差支ないが、其の爲にパットの豫定線の地に触ることは出來ない。パツチンググリーンの上にては、すべて目標を置くことは出來ない。然しながら、パットのアドレッスする時に方向を見る爲めに球の前方に軽くクラブを地に着けることは許される。（規則第二十九條第一項及第二十八條第三項）

球の位置からホールまで又はホールから球の位置まで歩いて見るこがあるが、此の時にも注意して決してパットの線を歩まぬやうにせ

ねばならない。

此等の規則に違反すれば其のホールを失權する。メダルプレーならば罰點二を科す。

四、旗竿を取除くこと

パツチンググリーンに近づいたときは、安全なる場所まで旗竿を取り除くがよい。マツチブレーのときはにはホールの旗竿に球を當てても別段罰點は無いが、競技者自身又は其のキャディーがホールから取り除けた竿旗に、球を競技者自らが當てた場合には其のホールを失權する。(規則第三十二條第一項)

球がホールに立てる旗竿に寄りかゝりて停止してゐることがある。此の場合に其の旗竿を取り除くことが出来る。而して若し旗竿をこり

除いた爲に、其の球がホールに入つた場合には其の最後のストロークでホールに入つたものと看做される。(規則第三十二條第一項)ストロークコムペチションの場合には前述の規則とは異なる規定がある。ホールから二十ヤード以内の場所から打つた球が、旗竿(ホールに在るご否く述べず)に當れば罰點二點を科する(ストロークコムペチションの特則第十三條第一項)

五、ホールの目標をつくること

パツチンググリーンの上に於いては、ホールの所在を指示せしむる爲仲間の競技者又は自己のキャディーを立たせることが出来る。但し競技に關係なきものを立たせるこことは之を否認する権利がある。此の規則に違反すればそのホールを失權する(規則第二十九條第二項)ホール

に立てる人に球を當てるこ、マツチブレーにては其のホールを失權し
メダルブレーのこきは罰點二を科す（ストローグコムペチションの特

則第十三條第一項）

グリーンが非常に軟いこきはホールに立つ人はホールの周圍の土地
に足跡を印しその他之を傷けざるやう注意せねばならぬ。（エチケッ
ト第八項）

六、スタイルミー

バツチンググリーンの上に於いて、競技者の球ご相手方の球ごが六
時以内に在るこきは、競技者のバツトをする間、相手方の球を取り上
ぐるよう相手方に請求する権利がある。此の請求なくごも相手方が此
の球を取り上ぐるも差支ない。例へば相手方の球の存在が却つて競技

者の球をホールに入れるのに都合のよい場合もあるから、相手方が請
求なしに取上げてもよろしいのである。斯くして取り上げた球は、一
方のバツトが済みたる後出來るだけ原位置に近いこころに置くことを
要す。取上ぐる場合に、いづれかの球が偶然動きたるこきは罰點なし
にて原位置に戻すのである。（規則第三十一條第一項）

七、前方の球がバツトの邪魔になるこき。

ストロークコムペチションの場合には、相手方の球が前方に在るこ
きは、相手方に對して其の球を取り上げるか又は先にプレーするかを
要求するこが出來る。又相手方は此の請求なくごも之を取り上げ又
は先にプレーしてもよろしい此の要求を拒否するこきは競技の資格を
失ふに至る。（ストロークコムペチションの特則第十三條第三項及第

八、バツトの球が他の球に當りたるとき

バツトの球が他の球に當つても、マッチプレーのときは何等罰點なく、當てられた球の競技者は其の欲するところに従ひ其の儘之をバツトし又は之を原位置に戻してもよろしい（規則第三十二條第一項）

之に反してメダルプレーのときは、相手方の球に當てるご罰點一を科せられるから、相手方に對しては前述の如く先にプレーするか又は之を取り上ぐるようご請求するのが安全である。而してメダルプレーにては當てられて動いた球は必ず原位置に戻してバツトすべきである（ストローカムペチションの特則第十三條第二項）

競技者がバツトする間によく球を見て居て、若し競技者の球が相手

方の球に當りそうになつたら、すぐ相手方の球をこりあげて貰ふように、豫め相手方に請求することはいけない。メダルプレーに於いては競技者の球の動いて居る間に、相手方が其の球を拾ひ上げるご罰點一を科せにれるのである。（ストローカムペチションの特則第十三條第五項）又相手方の球の動いてゐる間に、バツトしてはならない。（規則第三十條）之に違反せばそのホールを失權し、メダルプレーにては罰點二を科す。

九、グリーンの一時的水溜まり

バツチング グリーン上に於いて球が一時的の水溜まり中に在るか又はホールご球ごの間に一時的水溜まり若しくは水があるごきには、その球を其の儘打つてもよろしいが、之を拾ひ上げて球の原位置から

クラブ二本の長さ以内にて水溜まりの背後に置き換へ、又はホールにより近からざる地點にて水溜まりに妨げられずしてバットし得ること（原位置に最も近き場所たるを要す）に球を置き換へてバットすることが出来る。（規則第二十七條第三項）

十、球を必ずホールに入れるここと

メダルプレーに於ては球は必ずホールに入れることが必要である。ホールの縁にある球をクラブの先で跳ねこばして次のストロークでホールに入れたものご看做すことは許されない。若しそんなことをすれば、其の跳ねこばした球の現在の位置（原位置にあらず）から次のストロークをしてホールに入れなければならぬ。而して跳ねこばしたのも一箇のストロークとして計算されることになる。又若し穴に入れる

前に競技者又はそのキャデーか球を拾ひ上げるならば、其の球を原位置に置いてホールに入れなければならない。此の場合罰點二を加算される。（ストロークコムペチションの特別第八條同第十二條第六項）

マツチプレーに於いては、假令罰點は無いにしても競技者は相手方に短いバットを譲り、又は相手から之を譲り受けるように請求すべきものではない。（マツチプレーの特則第一條）

十一、ホールの縁に在る球

時こするごホールの縁に球が暫時止まつて居てから後ホールに落ち込むことがある。若し競技者がホールアウトした時に相手方の球がホールの縁に止まつてゐる場合には競技者が相手方の球をクラブで跳ね飛ばすことは許されない。何故なれば、その相手方の球は結局ホール

に入るかも知れないからである。之に反して相手方はその球がホールに落ち込むかも知れないからご言つて次のパットを躊躇することは許されない。若し競技者の要求あれば相手方は遅滞なく次のパットを爲さなければならぬ。(規則第三十二條第三項)

けれども相手方の球がホールの縁に在る際に、競技者がホールアウトしたのであれば、競技者が相手方の球を打ち退けてもよろしい。但し競技者の球がホールに入る際にホールの縁に在る相手方の球に當つてその球を動かしホールに落ち入る機會を與へた場合は相手方の球は最後のストロークにてホールアウトしたことになる。(規則同上)

十二、グリーン上の作法

他の競技者がストロークを爲しつゝあるとき其の近くに立ち、又は

動いたり、話したりすることはゴルフ作法の厳しく禁ずることころであるが、パッティンググリーン上に於ては特に厳格に守らねばならぬ。加之相手方がパットを爲しつゝあるときは、其のパットの線上のホールの向側に立つてはならない。(エチケット第一項)

十三、グリーンを速に立去るべきこと

競技者及び相手方のパットがすんだならば直にパッティンググリーンを立ち退かねばならない。旗を再びホールに立て、スコアを記したりパッティングの練習をしたりしてグリーンにぐすぐずして次に来る他の競技者の妨げをしてはならない。(エチケット第四項)

メダルプレーに於いては各ホールのすんだ毎に相手方と自己のスコアを比較し各相手方のスコアが互に正確に記載されたるや否やを見届

ける義務がある。競技委員が採點者を附したる場合には勿論其の必要はない（ストロークコムペチションの特則第五條第一項）而して規定のラウンドを終りスコアカードを提出する前更に各ホールのスコアか誤りなく記入されたるやを各競技者は自ら點検する必要がある。一旦提出したる後は如何なる記録も變更することは出來ない。（同條第二項）

第六 コースの一一周

前述の諸規則は或る一ホールの競技に關するものであるが、等しくすべてのホールの競技に關して適用せらるべきものであるが、尙全コースの一一周に關して述べべき二三の規定がある。

一、次の打ち出しにて先に打つ者

次の打ち出しへは前のホールの勝者（即ち打撃數の少かつた者）が先に打つ。之を名譽を得た云ふ。若し前のホールで同點あるならば、其の前のホールの勝者が先に打つのである。（規則第一條第二項）若し相手方が名譽を得たるに拘らず、競技者が先に打つたならば、マッチプレーのごきには相手方は競技者の其の打撃を取消し競技者をして打ち直さしむることが出来る。但し罰點を科しない。（規則第二條第二項）又メダルプレーのごきにはプレーの順序を誤まるこも罰點を科せらるゝこなく又其の打撃を取消さるゝこことはない（ストロークコムペチションの特則第七條第一項但書）

二、全コースの一一周

特別の協約を爲さざる限り競技は順序に從ひ十八ホールを一周する

ものであるがそれより短きホールを周ることを協定して競技してもよろしい。然しそかる競技を行ふ者は全コースを完全に一周する競技者に對して譲らなければならぬ。（規則第一條第二項）

ストロークコムペチションの場合には十八ホールをその固有の順序

に依つて間断なく連續してプレーしなければならぬ。天候の不良等の理由にて競技を中止し又は遅滞することは許されない。但し競技委員の同意を得たるときは此の限に在らず（ストロークコムペチションの特則第二條）

三、ローカルルール

馴れないコースでプレーする時はローカルルールに注意せねばならぬ。ローカルルールはスコアカードの裏面に印刷してある筈だ。競技者及び其の相手方はローカルルールに遵ふことを要し、相互の合意に依つて之を撤回することは出来ぬ。又競技規則に定むる罰則の適用を避くることは出来ぬ。之に違反すれば 双方共競技資格を失ふのである。（マツチブレークコムペチションの特則第二條）

第七 点數の記録

一、マツチブレー及びメタルブレーの記録

前にも述べた通りマツチブレーごメダルブレーごでは點數の計算が違ふ。マツチブレーに於いては或るホールに於ける打撃数の少き方が其のホールを勝つのであるが、唯そのホールの勝敗を記録するのみで打撃数は全コースの勝敗を決する上に於いて重要ではない。敗けるこの確實になつた場合には其のホールをホールアウトしなくともよ

い。之に反してメダルプレーに於いては、最初の打ち出しから最後のグリーンに至るまでの打撃が連續して記録せられる。そして各ホールの打撃が如何に多くなつても必ず計算して記録しなければならない。

マッチプレーでもメダルプレーでも、各ホールに於ける競技が済んだ度毎に、自分の點數を読み上げることが必要である。メダルプレーにて最後のホールの競技が終つた時に相手方の點數の記録を持つてゐたならば最後のホールを立去るに際し之に署名し直に相手方にカードを手渡さねばならない。競技者は各ホールの點數記録に就いて責を負ふに止まり、其の總數の計算の正否は競技委員の責に任ずるところである。(スローグームペチションの特則第五條第一項及第二項)

二、疑ある點は競技委員に申し出づること

或る點に就いて論争の起つた場合には、競技者は次のコースの打ち出しに行く前に又若し最後のホールにて論争が起つた場合には最後のグリーンを立ち去る前に其の抗議を爲さねばならぬ。而して此の抗議は競技が終つた後遅滞なく競技委員に申出てねばならぬ(規則第三十
六條)

若し競技者が或るホールに於いて罰點を受くべきものなるや否やに就き疑念ある場合に於いては、點數記録と共に其の事情を詳細に書き添え競技委員に提出することが必要である。競技規則では、斯かる場合に書面を以て提出することを要件とし、其の記述に基いて競技委員が如何なる罰點を科すべきものなりや否やを決定することになつてゐる。(ストロークコムペチション特則の第五條第二項)

三、マツチブレーを記録するに就いての用語

マツチブレーに於いては勝ちたるホールの數に依て勝敗を決する。若し競技者が相手方よりも何箇かのホールを多く勝ちたるときは何箇ホールアツブ^二謂ひ、多く負けたるときは何箇ホールダウ^ン^一謂ひ、勝敗の數同じときはオールイーヴン^二謂ふ。故に例へば第十三番ホールの競技を終りたる際相手方に對し四箇ホールを多く、勝ち居たすれば四ホールアツブにして尙五ホール残る^二謂ふのである。競技者の一方が、残れるホールの數よりも、多く勝らたるときはマツチは終了する。此の場合残れるホールはバイホール^二謂ひ、競技するもせざるも兩競技者の合意によりて定めてよろしい。残れるホールの數^二同數だけ勝ちたるときはドーミー^二謂ふ。(定義第二十一項参照)

四、打撃數を読み上ぐること

各ホールの打撃數を記録するに際し相手方に對し競技者が如何なる關係に在るかを知ることは最も必要なるが故に特殊の用語が使用せられるが、マツチに慣れない者は屢々此の用語が分らなくて間誤つくことがある。例へば相手方^二同數の打撃を爲したるときは同點^二謂ひ、最初にプレーするときは The odd^二プレーすこ謂ひ、同じ競技者が再び相手方よりも先にプレーするときは Two more^二謂ひ、三たび先にプレーするときは Three more^二謂ひ以下之に倣ふのである。而して第四回目に相手方が先にプレーする^二せば相手方は One off three^二謂ひ、最初の競技者が單に odd^二をプレーし次に相手方がプレーしたるときは同點 The like^二謂ふ。要するに打撃數の比較に依つて決するのである。

之に反してメダルプレーに於いては唯打撃數を読み上ぐるのみである。例へば四點五點等の如し。(定義第二十一項)

五、同點の場合の決定方法

マツチプレーに於いては競技者の雙方が同點なりしこきは更にいづれかの一方が一ホールを勝つまで順次競技を續けて行くのである。メダルプレーに於いては同點者は競技委員に依つて定められたる時期に於いて、再び全部のホールを一周せねばならぬ。而して此の一周期に於いて最も少き打撃を爲したる者が勝者となるのである。若し再び同點であつたならば、三たび全部のホールを一周せねばならぬ。競技規則に於いてはメダルプレーを或る一箇のホールにて決することを許さない。(ストロークコムペチションの特則第三條)

第八 三人以上の競技

一、三人以上の競技の名稱

三人以上の競技の内四人の競技者が二人づつ組に分れ、雙方の組が各一箇の球を(即ち各競技者が交互に)打撃するものをフオアサムと謂ひ、一人の競技者が、一箇の球を打撃する二人の競技者に對して競技するものをスリー・サムと謂ふ。(定義第一項)又三人の競技者が各自一箇の球を打つて、互に他の競技者に對して競技するものをスリーボールマツチと謂ひ、一人の競技者が二人又は二人以上の競技者の名自が打つ球の内最上の球を選択せしめて競技するものをベストボールマツチと謂ひ、四人の球技者が二人づつ二組に分れ、各組共二人づつの球を打ち好い方の成績を記録して競技するものをフォアーボールマツチ

謂ふ。（スリーボール、ベストボール、フォアボール、マツチの規則の定義第一項乃至第三項）

二、優先權の順序

二箇の球を打つて競技するマツチは、すべての他の種類のマツチに對して優先權を有し且つ此等のマツチを追越すことを許される。即ちスリーボールマツチ又はフォアボールマツチの競技者はシングルス、スリーサム、フォアサム等の競技者から要求ありたるときは、之に對して讓なければならぬのである。唯一人にて廻る者は何れの競技に對しても遠慮せざるべからず。

俱樂部によりては或るマツチに就いても二箇の球を打つ競技と同等の權利を與へてゐることもある。故に他の俱樂部を訪れた時には、

最初に此等の規則を尋ねて置くのが賢明である。

尙前に述べた通り全コースを一周せざる競技を行ふ者は、全コースを一周する他の競技者に讓らなければならない。（規則第一條第二項）

三、球を隨意に取り上げ得ること

スリーサム、フォアサムの場合にはマツチプレーの普通の規則が適用される。唯双方の組の競技者は各交互に球を打つことを要し此の順番を誤るときはメダルプレーにては競技に出場の權利を失ひ、マツチプレーにては其のホールを失權する。（規則第三條）

スリーボール、ベストボール及フォアボールのマツチには二三の特別の規定がある。例へば競技者は自己の球が他の競技者の邪魔になる

か又は助けになるかの場合には隨意に其の球を取り上げ又は先に打つ
ここが出来る云ふ規定がある。蓋し競技中多くの球があるから、こ
んな規定も必要なのである。(スリーボール等のマッチの特則第一條)

四、球が他の球に當りたるとき

球が他の球に當り之を動かしたるときは動かされた球は必ず原位置
に戻して置かねばならぬ。罰點はない。(スリーボール等のマッチの特
則第二條)

五、ブレー順序

同じ組に屬する球はその組に於いて最上位考へらる順序にて打つ
ことが出来る。(同特則第六條)又相手方のブレーすべき場合に、誤り
てブレーするとも罰點もなく又其の打撃を取り消さることは無い。

但しパッティンググリーン上に於いては相手方はその誤りたる打撃を取
消すことが出来るが罰點はない。(同特則第三條)

六、球が相手方に當りたるとき

球が相手方に當り又は相手方、其のキヤデー若しくはそのクラブに
て止められ或は動かされたときは、相手方は其の競技者に對してのみ
其のホールを失權する。他の競技者に對してはスリーボールマッチの
ときにはラブオブグリーンとして取り扱はれ罰點もない。(同特則第
五條及第七條)然しながら競技者自身又は同じ組に屬する競技者その
キヤデー若しくはクラブに球が當つたときはその球の競技者は其のホ
ールの競技の資格を失ふのであるが、他の競技者は競技を續くるこ
とが出来る。(同特則第八條)

七、同じ組の他の競技者の球を打ちたるとき

或る競技者が同じ組の他の競技者の球を打ちたるときは其のホールの競技の資格を失ひ他の競技者は罰點なしにて原位置に球をドロップして競技を續くことが出来る。然れども此の誤謬が相手方の組が次の打撃を爲す前に發見して申出てざるときは、此の競技者の組は其のホールを失權する。(同特則第九條)

八、罰則の一般規定

一般にスリーボール、ベストボール、ファオボールのマッチに於いて競技者がマッチプレーにて其のホールを失權すべき行爲に該當する行爲ありたるときは、其の競技者は其のホールの競技を續けて行く権利を失ふのであるが、同じ組の他の競技者は影響を受けないのである。(同特則第十條)

キヤディの心得

72

一、キヤディの役で一番大事な事は何時でも球の所在を知つて居る事です球を失くせば時間の損計りでなく球を失くした競技者は勝負に引けをります。

若し他のキヤディが球を見失つたら一所に探してやつて出来るだけ時間の損をせぬ様にせねばなりません。

二、球が打出されたら夫れが止まる迄注視して居て草叢、立木、建物等を目標にし止まつた場所を良く見届けねばなりません。

凡ての競技者が打球を終つたら各自受持の球が止まつた場所へ真直ぐに歩いて行きなさい、若し其邊で見付らなかつたら先づバッグ

を其所に置いて印にしそれから球を御探しなさい。

三、競技者の指圖がなければ決して球に觸つたり又は其球からクラブの長さ以内に在る物を動かしたりしてはなりません。

四、球がコースの外又は其境の近くに行つたら直ぐ競技者に知らせねばなりません。

五、グリーンに來たら先に球がグリーンに入つた競技者のキヤディはホールの所に行き旗を取つて手の長さ丈後方に離れて眞直に立ちなさい、他のキヤディはグリーンに入つてはなりません。

六、競技者がグリーンに入る前にバターを渡しなさい。

バッティングの時は自分の影がホールご球ごの線上にうつらぬ様に氣を附けねばなりません。

七、競技者か球を打つ姿勢をこつたら動いたり物を言つたりクラブをバツクから出し入れしたりして音をさせてはなりません。

八、競技者が球を打つ時には何時も其人の右側で六尺以上離れた所に御立ちなさい。

決して後ろに立つてはなりません。

九、歩く時は成べく競技者の右側に附いて後れずに行きなさい、又競技者より先に歩いてはなりません。

一〇、競技者が何のクラブを使ふかよく判らない時は競技者が指図するまで御待ちなさい好い加減に自分で擇り出してはなりません。

一一、競技者のクラブを決して弄つてはなりません。

一二、バツグを地面に置く時には氣を付けて静かにお置きなさい、そ

うしないご鐵製のクラブの頭が他のクラブの柄を傷けます。

一三、バツグを置ぐのには革紐を肩に掛け手でクラブの頭を押へクラブがガチャつかぬ様に氣を御付けなさい。

一四、競技者が球を打つ時芝を剥ぎ取つたら其芝を元の所に置き良く踏付て置きなさい。

一五、ゴルブの球は大變固い上に非常な勢で飛んで來ますから之に當るご往往甚い怪我をする事がありますからゴルブ場内では常に注意して自分の方に向ふ球を打つ人がありはしないかご氣を付けねばなりませぬ。

一六、何の競技者に附くかは凡てキヤディ取締人の指圖を待たねばなりませぬ。

一度或競技者に附いたら其回を終る迄其人に付いて居らねばなりませぬ。

一七、自分の附いた競技者が氣持好く競技が出来る様に一生懸命に身を入れてキヤデイとしての勤めを果たさねばなりませぬ。

(終)

昭和四年十一月一日印刷
昭和四年十一月五日發行

京 城 府 水 標 町 二 二
編 著 人 高 畠 種 夫

京 城 府 本 町 四 丁 目 一 三 一

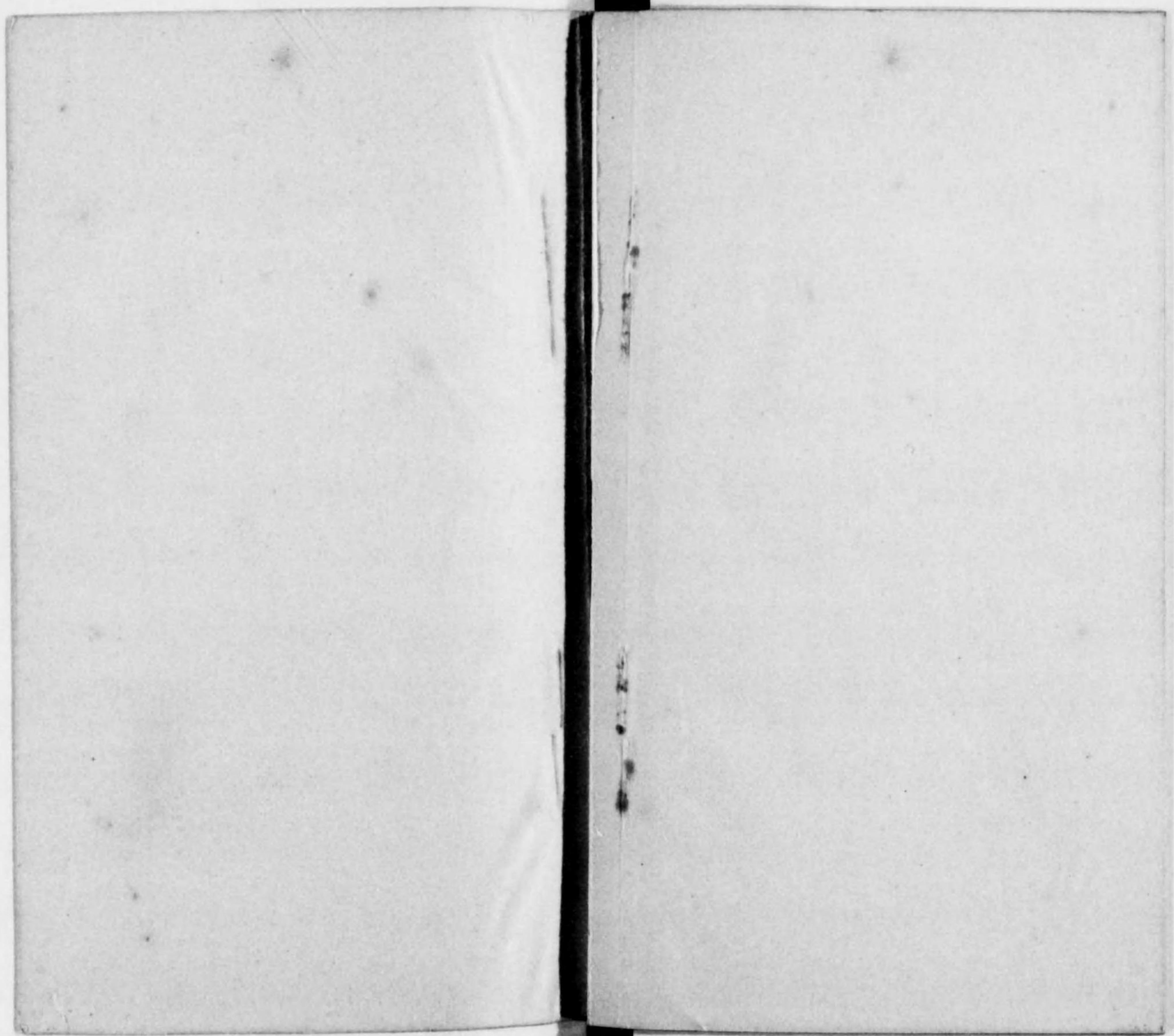
印 刷 者 谷 岡 貞 治

京 城 府 本 町 四 丁 目 一 三 一

印 刷 所 谷 岡 商 店 印 刷 部

京 城 府 水 標 町 二 二

發 行 所
ゴ ル フ ア ー ソ



終

